(平成29年3月27日決裁) (令和6年12月3日一部改正)

(趣旨)

第1条 この要領は、ふじみ野市契約規則(平成17年規則第60号)第33条 の規定に基づく前金払に関し必要な事項を定めるものとする。

(前金払の対象)

第2条 前金払は、請負代金額が130万円以上の土木建築に関する工事及び当該工事に伴う設計又は調査に係る業務を対象とする。

(特例)

第3条 市長が特に必要と認めた場合には、前条の規定にかかわらず特別の定め をすることができる。

(前払金の割合等)

- 第4条 前払金は、請負代金額の10分の4を超えない額(建設工事に伴う設計 又は調査については、10分の3を超えない額)とし、その金額に10万円未 満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。ただし、債務負担行為 の設定状況又は歳計現金の保有状況等によりこれを減額することができる。
- 2 継続費及び債務負担行為(以下「継続費等」という。)により2年以上にわたる契約における前払金は、当該継続費等の各年度における年割額に対して支払うことができる。
- 3 繰越明許費により翌年度にわたる契約における前払金は、契約締結の当初における請負代金額の総額に対して支払うことができる。

(前金払請求等)

- 第5条 前金払を受けようとする受注者は、契約締結後、遅滞なく公共工事の前 払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定 する保証事業会社と保証契約を締結し、前払金請求書(様式第1号)にその保 証証書を添えて、契約書記載の前金払を市長に請求しなければならない。
- 2 市長は、前項に規定する前払金請求書を受理したときは、当該受理をした日から14日以内に前金払をする。
- 3 前金払は、第1項の前払金請求書に記載された前金払預託金融機関への振り 込みにより行うものとする。

(前払金の変更)

- 第6条 市長は、前金払をした後、契約内容の変更により請負代金額が著しく増額された場合においては、変更後の前払金の額に相当する額から既に支払った前払金を差し引いた額以内の前払金を追加して支払うことができる。この場合において、前条の規定を準用する。
- 2 前金払を受けた受注者は、契約内容の変更により請負代金額が著しく減額さ

れた場合において、既に受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5を超えるときは、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過した額を返還しなければならない。ただし、市長は、当該期間内に部分払の支払いをしようとするときは、その支払額から超過した額を控除することができる。(前払金の使途制限)

第7条 前払金は、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費 (当該工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運 賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必 要な経費以外の経費に充てることはできない。

(前払金の返還)

- 第8条 前金払を受けた者は次の各号のいずれかに該当するときには、前払金の 全部又は一部を返還しなければならない。
  - (1) 前払金を前条に規定する経費以外の経費に充てたとき。
  - (2) 契約を解除したとき。
  - (3) 受注者の責めに帰すべき理由によって、契約履行の進捗が著しく遅延したと認められたとき。
  - (4) 保証契約を解除したとき。
  - (5) その他市長が特に必要と認めたとき。

(遅延利息)

第9条 市長は、第6条第2項及び前条の規定に該当する場合において、返還すべき前払金を市長の指定する期日までに返還しないときは、その未返還額につき、市長の指定する期日を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が定める率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(その他)

第10条 この要領に定めのない事項は、必要に応じて市長が別に定める。

附則

この要領は、平成29年4月1日から施行し、同日以降に公告及び入札指名を する案件から適用する。

附則

この要領は、令和元年8月30日から施行する。

附則

この要領は、令和7年4月1日から施行し、同日以降に公告又は入札指名をする案件から適用する。

前払金請求書	
金	円
年	月 日に契約締結した
工 事 名	
工事場所	
の請負代金	]に対し、ふじみ野市建設工事等前金払要領
第5条第1項に基づく前払金を上記のとおり請求します。	
年 月 日	
受注者	
	前払金預託金融機関
ふじみ野市長	下記の銀行預金口座にお振込みください
宛	銀行   支店
	普通預金No.